

大分県特定給食施設等指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第18条第1項第2号及び第3号の規定に基づき、法、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）及び大分県健康増進法施行細則（平成15年大分県規則第54号。以下「細則」という。）に定める特定給食施設及びそれ以外の給食施設（特定かつ多数の者に対して、通例として、継続的に食事を供給する施設のうち、1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設。以下「その他の給食施設」という。）を把握し、また施設設置者、施設管理者及び給食関係者等に対し適切な栄養管理が実施できるよう行う指導及び助言等について、必要な事項を定めるものとする。

(栄養管理の基準)

第2条 その他の給食施設の管理者は、特定給食施設に準じ規則第9条の規定により、次の各号について適切な栄養管理を行うものとする。

- (1) 当該施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- (2) 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- (3) 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- (4) 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- (5) 衛生の管理については、食品衛生法(昭和22年法律第223号)その他関係法令の定めるところによること。

(届出)

第3条 その他の給食施設のうち保健所長が必要と認めた施設の設置者は、当該施設の所在地を所管する保健所長に、特定給食施設に準じ法第20条、規則第6条及び細則第5条の規定により、次の事項を届け出るものとする。

- (1) 給食を開始又は再開しようとするときは、開始又は再開の日から一月以内に、給食開始（再開）届（細則第5条関係第2号様式 別紙様式①）を提出するものとする。
- (2) (1) で届け出た内容について変更が生じたとき、又は給食を休止あるいは廃止しようとするときは、変更の日から一月以内に、給食内容変更（休止・廃止）届（細則第5条関係第3号様式 別紙様式②）を提出するものとする。

(栄養月報)

第4条 特定給食施設及びその他の給食施設のうち保健所長が必要と認めた施設の管理者は、毎月実施した給食について栄養月報を作成し、保存するものとする。

(給食施設状況報告書)

第5条 特定給食施設及びその他の給食施設の管理者は、毎年6月1日現在の施設の状況とその年6月に実施した給食について作成した栄養月報について、7月末日までに給食施設状況報告書(別紙様式③)により、所管保健所長に報告するものとする。

(栄養指導員による栄養指導)

第6条 栄養指導員が、法第18条第1項第2号の規定によりその他の給食施設の管理者又は給食関係者に対して行う指導及び助言は、特定給食施設に準じ給食施設栄養指導票(細則第7条関係第5号様式 別紙様式④)により行うものとし、指導後は当該施設の管理者に交付するものとする。

(書類の提出)

第7条 その他の給食施設の設置者又は管理者が、法、規則、細則、及びこの要領に関する通知等により知事に書類を提出するときは、所管保健所長を経由しなければならない。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成15年12月18日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項に規定する栄養月報の様式は、平成17年3月31日までの間は、栄養改善法施行細則(平成15年5月1日廃止)第12条第1項に規定する様式を取り繕って使用することができるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。